

定額減税補足調整給付金（不足額給付）を実施します。

令和6年度に定額減税しきれないと見込まれる方を対象に、令和5年所得などを基に推計で算定した額を、定額減税補足調整給付金（令和6年度実施分）として支給しました。令和7年になり、令和6年分所得税額が確定したことで、支給した定額減税補足調整給付金に不足額が生じる方などに給付金を支給します。

対象となり得る方

令和7年1月1日時点で、富里市に住民登録があり、以下の**不足額給付①**または**不足額給付②**の要件に該当する方

※令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える方は除く

■不足額給付①

令和6年度に実施した定額減税補足調整給付金で、令和5年所得を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税額及び定額減税額の実績額が確定したのちに、本来給付すべき金額と、調整給付額（令和6年度実施分）との間で差額が生じた方

■不足額給付②

※以下の要件を全て満たす方

- 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円
- 税制度上「扶養親族」の対象外
- 低所得世帯向け給付（令和5年度の住民税非課税・均等割のみ課税世帯への給付、令和6年度の新たに住民税非課税・均等割のみ課税世帯への給付）の世帯主又は世帯員に該当していない

支給額の算出方法

■不足額給付①に該当する方

①所得税分控除不足額（所得税分の定額減税しきれない額）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年分所得税額} \\ \hline (\text{定額減税前}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①所得税分控除不足額} \\ \hline \text{①} < 0 \text{の場合は} 0 \\ \hline \end{array}$$

②個人住民税分控除不足額（個人住民税分の定額減税しきれない額）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年度個人住民税額} \\ \hline (\text{定額減税前}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{②個人住民税分控除不足額} \\ \hline \text{②} < 0 \text{の場合は} 0 \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{①所得税分} \\ \hline \text{控除不足額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{②個人住民税分} \\ \hline \text{控除不足額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税補足調整給付金} \\ \hline (\text{令和6年度実施分}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付①支給額} \\ \hline \end{array}$$

※1万円単位に切上げ

■不足額給付②に該当する方

原則4万円 ※令和6年1月1日時点で国外居住者であれば3万円

申請方法

■不足額給付①に該当する方

富里市から定額減税補足調整給付金（令和6年度実施分）の支給があり、支給口座を把握できる方には、「調整給付金（不足額給付）支給のお知らせ」を送付します。

※支給口座の変更などの希望がなければ、手続きは必要ありません。

一方で、定額減税補足調整給付金（令和6年度実施分）の支給がなく、支給口座が把握できない方には、「調整給付金（不足額給付）申請書」を送付します。支給を希望される方は、令和7年10月31日（金曜日）までに必要事項を記入の上、申請書を返送してください。

■不足額給付②に該当する方

不足額給付①で支給口座が把握できない方と同様に、「調整給付金（不足額給付）申請書」を送付します。支給を希望される方は、令和7年10月31日（金曜日）までに必要事項を記入の上、申請書を返送してください。

■書類送付時期

不足額給付①に該当する方、不足額給付②に該当する方ともに、書類を7月下旬から順次送付予定です。

支給方法等

■支給方法

- 調整給付金（令和6年度実施分）で富里市が把握している口座、または申請書などで指定を受けた口座への振込
- 振込名義：トミサトシフソクガクキュウフ

■支給時期

振込口座が確定した方から順次支給予定です。

※申請時期や郵便事情などにより、支給時期が後ろ倒しになる場合もありますのでご了承ください。

注意事項

- 提出期限内に「調整給付金（不足額給付）申請書」の提出がない場合には、本給付金の支給を辞退したものとみなしますので、ご注意ください。
- 富里市から送付した「調整給付金（不足額給付）申請書」を紛失してしまった場合は、担当までご連絡ください。再度、送付させていただきます。



■市公式ホームページ
定額減税補足調整給付金
（不足額給付）のお知らせ



担 当 企画財政部課税課市民税班
担当者 塙・桑名・城本
電 話 0476-93-0443 (直通)